

地震に備えた防災対策及び大規模地震等の対応について

千葉市立加曽利中学校

1 学校における日常の地震対策

- (1) 学校施設の安全対策
 - ・ 定期的な校舎の安全対策の実施
 - ・ 転倒物・重量物の転倒防止対策
- (2) 学校施設設備の状況の確認
- (3) 生活用水・防火用水の確保
- (4) 防災地図（ハザードマップ）による地域の実態把握
 - ・ 通学路や地域の危険個所の把握
 - ・ 学区内災害リスクの把握
 - ・ 広域避難場所までの経路の確認

2 避難訓練・防災教育の充実

- (1) 避難訓練
 - ①年間を通して教育課程に位置付け、生徒が目的を理解しながら実施
 - ②引き渡しカードを作成し、引き渡しを想定した研修の実施
- (2) 防災教育
 - ①各教科、道徳、学級活動等を通じて防災教育を実施
 - ②避難訓練を通して、適切な状況判断力と冷静な行動力の定着を図る
 - ③避難訓練を学級活動として実施し、振り返りの中で震災時の行動について考える場面を設ける

3 大規模地震時の初期対応

- (1) 生徒が在校中に大規模地震が発生した場合
 - ①生徒はその場で安全確保行動（活動場所で身を守る）をとる
 - ②放送等の指示に従い避難場所へ移動する
（「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」）を徹底する
 - ③学校は、収集した情報をもとに、「通常下校」「集団下校」「保護・引き渡し」等を判断する

【保護・引き渡しについて】

- ・ 千葉市域で震度5以上の地震が発生した場合、学校で生徒を保護する。
- ・ 学校は、学校施設の被害状況（施設の安全性、電気・水道の使用の可否等）及び警報等の発令状況等から、「学校での保護の継続」「別の避難場所へ移動して保護」を判断する。
- ・ 学校から保護者への生徒の引き渡しは、「通学路の状況」「保護者の帰宅状況」を確認した上で行う。確実に行うために引き渡し場所は、校内とし、引き渡しカードを活用する。
- ・ 保護者が帰宅困難等、引き渡しが難しい状況にある場合は、保護を継続する。

- (2) 生徒が登下校中に大規模災害が発生した場合
 - ①生徒はその場で安全確保行動（落下物から身を守る、建物から離れる等）をとる
 - ②生徒は原則として、避難場所になっている学校へ行く（戻る）
 - ③被災した場所が自宅に近い場合は、自宅に避難する
 - ④被災した場所の近くに、学校・公民館等の避難場所がある場合は、その場所に避難する
 - ⑤危険な場所には、近づかない（余震で被害が大きくなる場合があるため）
- (3) 生徒が在宅時に大規模地震が発生した場合
 - ①生徒の帰宅から午前7時までに、市内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、自宅待機とする
 - ②自宅待機の解除は、校内及び通学路の安全を確認したのち、学校ごとに保護者へ連絡する